

長岡市公告第 2 7 5 号

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条第 1 項の規定により、長岡都市計画の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催します。

令和 7 年 1 1 月 1 3 日

長 岡 市 長 磯 田 達 伸

- 1 公聴会の日時
 令和 7 年 1 2 月 1 7 日（水曜日） 午後 6 時 3 0 分から午後 8 時まで
- 2 場 所
 みしまコミュニティセンター和室 1、2、3
 （長岡市上岩井 1 2 6 1 番地 1）
- 3 事案の概要
 長岡都市計画用途地域の変更（長岡市決定）
- 4 素案の縦覧
 長岡市都市整備部都市政策課、アオーレ長岡東棟 1 階情報ラウンジ、三島支所地域
 振興・市民生活課において、令和 7 年 1 1 月 2 7 日（木曜日）まで縦覧に供する。
- 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者
 長岡市の住民及び利害関係者
- 6 公述申出の方法
 素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並び
 に氏名、住所及び電話番号を記載した長岡市長宛ての書面を、公述申出先へ提出する
 ことにより行う。
- 7 公述申出期限
 令和 7 年 1 1 月 2 7 日（木曜日）午後 5 時 1 5 分（必着）
- 8 公述申出先
 （1）長岡市都市整備部都市政策課
 長岡市大手通 2 丁目 6 番地（〒 9 4 0－0 0 6 2）
 （2）アオーレ長岡東棟 1 階情報ラウンジ
 長岡市大手通 1 丁目 4 番地 1 0（〒 9 4 0－8 5 0 1）
 （3）長岡市三島支所地域振興・市民生活課
 長岡市上岩井 1 2 6 1 番地 1（〒 9 4 0－2 3 9 2）
- 9 公述人の決定
 公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。
- 10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、全て公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後 6 時から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の 30 名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

令和 7 年 11 月 27 日（木曜日）までに公述の申出がない場合は開催しない。その場合は、令和 7 年 12 月 5 日（金曜日）に公告するとともに、市ホームページにて告知する。

（市ホームページURL）

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate07/cityplanning/process-r0701.html>

13 問合せ先

長岡市都市整備部都市政策課（電話 0258-39-2225）